

2019年3月5日

公益認定法施行規則、公益認定等ガイドラインの一部改正案に関する意見

(公財) 公益法人協会

<結論>

今回の内閣府令及び、公益認定等ガイドライン改正に対しては反対する。

<理由>

1. 基本的考え方

- ・今回の改正作業の背景には、6号財産の果実の中に、「具体的に費消される見込みもなく、漫然と蓄積されるものが散見され」たことに問題の所在を認めることがあったようだが（「平成29年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」）、具体的にその法人はどのような事業を実施している法人で、そのような法人が何件存在するのか是非、公開して欲しい。そのような法人が寄附者の意思を尊重せず、指定の公益目的事業を行わないというのであれば、当該法人に対して報告徴収なり、勧告するなりすればたりるはずであり、行政庁の適切な監督権限に期待するところである。
- ・寄附者の意思をより柔軟に解釈するのなら納得できるが、改正案は、寄附者の意思が明確になっている使途指定の財産の運用益に対して、制限的に法令を適用しようというものであり、到底納得できない。「民間団体による公益の増進並びに活力ある社会の実現」を目的とする法の趣旨に賛同して財産を託す寄附者の意思をないがしろにすることにもつながりかねない。
- ・なお、遊休財産規制については、当協会が毎年実施しているアンケート調査によれば、基準が厳しい、事業の継続性に悪影響、一律の算定基準には無理がある、などの意見が多数寄せられており、本来の事業継続性から考えれば、遊休財産が1年分の公益目的事業支出額を超えないというのはあまりに僅少であり、少なくとも3年分は許容されるべきと考える。

2. 民間の自由な公益活動に対する規制強化

- ・府令改正前原文では、「寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金」として、元本と果実を区分せず「財産」として規定している。
- ・また、現在指定正味財産に該当する「使途指定」については、FAQV-4-⑫の本文1において『「公益目的事業の〇〇事業に充当して欲しい」や「奨学金事業の奨学金の財源に充当して欲しい」と具体的に表現される必要があり、「公益目的事業に使ってほしい」というだけでは一般的には使途の制約があるとは認められません。』とされている。その運用収益については「一般には、運用益の発生した当該事業年度の費用に充当することを期待していると考えられ、具体的

な使途の制約があるものについてのみ、指定正味財産として取扱うことが適当です。」と説明している(同 FAQ 本文1の注)。

- ・しかるに、常識的には財産は元本だけでなくその果実（運用収益）も含んだ一体として財産権を構成する概念であるにもかかわらず、府令等改正案では元本と果実を分離したものと捉え、果実については使途指定だけでなく、使用時期まで制限しようとするもので、遊休財産額を整理した上記FAQよりもさらに厳しく、民間の自由な公益活動に対する規制強化と言わざるを得ない。

3. 「相当の期間内」の意義

- ・ガイドライン改正案では、その要件として「全て費消することが具体的に見込まれることを要する」や「具体的な費消時期が明らかでない場合や、費消の時期が10年を超えるような場合には、基本的に「相当の期間内に費消することが見込まれる」とは認められない」としている。しかし、現実には、寄附者の意思で6号財産にしている公益法人で、10年以上の期間、寄附者の意思で使途が決定されている公益法人があり、民間の自由な発想で捧げられた寄附財産に対して、公権力が使用期間の制限をすることは問題である。何よりも寄附者の意思を尊重していただきたい。
- ・法人の中には、美樹館・博物館等の展示事業を行い、そのための収蔵品の整備や、研究・技術開発事業を行う場合には10年を超えるような長期的展望が求められる事業もあり、そのために寄せられた資金に対し、費消期限を制限するということは、寄附を受け入れにくくさせ、事業達成の阻害要因にもなりかねない。また不要不急の使途に無理やり使わざるを得ないというモラルハザードも懸念されるところである。
- ・「10年以内」の根拠は、「特定費用準備資金」の積み立て対象期間を援用しているようであるが、寄附者の意思とは本来別物だろう。

以上